

## 高松地方裁判所委員会（第36回）議事概要

### 1 日 時

平成30年5月29日（火）午前10時～午後零時

### 2 場 所

高松高等裁判所大会議室

### 3 出席者

（委 員）有岡光子，今村智仁，岡克典，忽那ゆみ代，関谷利裕，野崎勝美，  
平野美紀，三上孝浩，村上正敏（五十音順，敬称略）

（事務担当者）高橋事務局長，五十嵐総務課長，三木総務課長補佐

（説 明 者）三上委員

（オブザーバー）貝出民事首席書記官，高見刑事首席書記官

### 4 議 事（■委員長，○説明者以外の委員，●説明者）

#### (1) 「犯罪被害者保護制度について」に関する説明

三上委員（高松地方裁判所刑事部総括判事）から，犯罪被害者保護制度の概要と高松地方裁判所における取組の実情などについて説明を行った。

#### (2) 意見交換

○ 被告人が被害者に直接質問させてもらいたいと希望した事例において，これを認めるべきかどうかについての議論が紹介されたが，刑事訴訟法上，直接質問を認めないわけにはいかないのではないのか。

● 御紹介した事例は，被告人が被害者に直接質問をすることにより被害者の身体等に重大な悪影響が生ずるおそれがあると思われる事案であった。被害者側の二次被害をどう

防ぐかということも含めて議論する必要があると思われる。

- 被害者が刑事手続において行う意見陳述には、被害感情や処罰感情などの心情等の意見陳述と純然たる主張としての意見陳述の2種類があるとのことであったが、これらの意見陳述は、実際にどの程度使われているのか。
- かなり使われている。双方使うか、心情としての意見陳述を使う場合が多い。
- 意見陳述の方法によって法廷で被害感情を直接述べる場合のほか、被害者が作成した書面を裁判長が法廷で代読する場合も多い。制度として浸透しているし、ハードルもそれほど高くなく、例えば、交通事故の被害者の意見陳述などは頻繁に行われている。
- 被害者が法廷で意見を述べる方法は、従前はどうか。
- 被害者が上申書を提出するか、検察官が供述調書を作成し、それを証拠として提出する方法があった。ただ、書面を証拠として提出しても、弁護側が不同意にすれば、証人尋問をせざるを得なかった。
- 補足であるが、心情の意見陳述が制度として作られる前の議論の中で、被害者側からの異論として、厳罰を求める趣旨の意見を法廷で述べることができることになると、法廷に行かず意見を述べなかつたら厳罰を求めていると受け取られるのではないかという意見もあった。
- 被害者の保護に関するものとして、証人尋問の際の遮蔽、付添い、ビデオリンク、また、被害者の住所や勤務先を知られないようにする、法廷で名前を呼ばない、被告人や傍聴人の退廷を求めることができるというようなことがあるが、いかがか。
- 付添人には、具体的にどのような方がなるのか。
- 被害者の女性を支援する子ども女性センターの職員や被害者の母親等の親族が多いように思う。
- 被告人を退廷させることはどの程度あるのか。
- 私の経験上はない。実際の事例としてもほとんどないのではないか。証人の退廷については、被告人が求めたケースで自発的に出てもらったことはある。
- 被告人が否認している場合と自白している場合とで裁判所の対応は変わってくるの

か。例えば、遺影の持ち込みについて取扱いが変わることはあるのか。

- 事件ごとに事情は変わってくるので、対応も事件ごとに検討することになるが、被告人が自白しているかどうかで変わることはないと思われる。

- 遮蔽等の措置を行うのは、どのような種類の犯罪が多いのか。

- 圧倒的に性犯罪が多い。その次は、暴力団がらみの事件で仕返しが怖いという事案になる。

- 付添人が実際に何をすべきか、付添人に来てもらうことにどのような意味があるか、付添人がしてはいけないことがあるか等、付添人の役割についてどのように思われるか。

- 児童虐待、性虐待の場合は、必要があれば子ども女性センターの職員が付き添って裁判所に行くことがあるが、被害者は、被害のことを考えること自体が大きなストレスであり、その負担をできるだけ軽減するために職員が付き添っている。特別に何かをするわけではなく、励ますことくらいになる。子どもにとっては、1人で裁判所に行くことは怖いことであり、家族が付き添うのは様々な事情があって適切でない場合も多いので、職員が付き添っている。

- 配慮すべきこと、改善すべきこと、問題点はないか。

- 性に関する事柄はデリケートであり、警察で何度も同じことを聞かれるのは、被害者にとっては大変なことなので、最近では、警察や検察庁にも協力していただき、司法面接と言って各機関の担当者が全員で一度に話を聞いて把握するなどしている。裁判所でも遮蔽等の配慮をしてもらっているが、被害者である子どもは、できるだけそのことを考えたくないと思うので、被害のことを思い出す回数は減らしてあげたいと思う。

先ほど、処罰感情の話があったが、客観的に見ると処罰感情があるはずなのに、被害者がうまく言えなかったり、精神的にコントロールされている場合があり、難しいところである。被害者自身が様々なことを考えるうちに何も言えなくなってしまうこともある。最近では、警察、検察、裁判所が協力してくれるので、少しずつ良くなっていると思うが、今後も互いに協力し、できるだけ負担が軽減されるよう希望する。

- 性犯罪の被害者は、被害を大げさに言うだろうと思われているかもしれないが、被害

者に話を聞くと、されたことがあまりにも大きなことなので、それを自分の中から否定したい、取り消したいと思うことから、一般的には意外と被害を矮小化する被害者も多くいるという実感がある。

統計的には、遮蔽とビデオリンクの割合は10対1くらいだったと思うが、以前、イギリスで話を伺ったところでは、基本的に遮蔽を使うようにしているとのことだった。その理由は、ビデオリンクを使用すると、この被告人は非常に悪いことをしたという印象を与えてしまうからとのことであった。高松地裁では、遮蔽とビデオリンクをどのように使い分けているのか伺いたい。併せて、ビデオリンクで他の裁判所とうまく繋がらなかった事例の有無も伺いたい。

- 実情としては、ビデオリンクの割合は少ない。裁判所は、検察官側から申出があった場合に、その申出が適切かどうかを検討して、相当であれば実施することになる。ビデオリンクは、遮蔽よりも事務的な手続が多いという面はあるが、その点は、検討のベースにしていない。ビデオリンクの申出があり、適切であると判断すればビデオリンクを実施する。

ビデオリンクの不具合については、私は経験がない。ビデオリンクの機器は、従前より進歩しており、小型化され、扱い易いものになっている。

- 検察庁としては、ビデオリンクは最後の手段として位置付けている。遮蔽で大丈夫であれば遮蔽を申し出る。遮蔽をすると被告人や傍聴席からは遮蔽されるが、裁判官、検察官、弁護人とは遮蔽されないため、直に話を聞くことができ、すごくよく分かるという利点がある。ビデオリンクになると、テレビ電話のようなものであり、空気感が伝わらないので、最後の手段としている。法廷では証言し難い被害者や目撃者などに限ってビデオリンクを選択している。
- 証言をする人が別の部屋にいと、目の前に当事者や弁護人がいないので、そのことを疑問視する弁護士や大学の先生方のご意見もある。検察官は、そういうところにも注意しているというお話を聞いて、納得した。
- 民事裁判でも、相手に顔を見られたくないという人に証言をしてもらう際に遮蔽をし

たことやテレビ会議システムで遠くの裁判所と回線を繋いで証言をお聞きしたことがあるが、同じ法廷で、遮蔽はされていても目の前で証言をしてもらった方がより細かなところまで伝わってくるという感覚はある。テレビ会議システムでもそれなりに伝わってくるが、多少差はあると思われる。ただ、その差があっても同じ法廷に来てもらうわけにはいかないというケースもあり、そのバランスを考慮して決めることになると思われる。

- 被害者が被告人と会わないように、入口を別にするとか時間をずらすといったことをしているのか。
- 被告人と顔を合わさないように配慮している。例えば、先に被告人に入廷してもらい、遮蔽の準備ができてから被害者に入廷してもらう等、法廷に入っただけ時間をずらしている。
- 裁判所の建物に入るときや裁判所の建物から出るときはどうか。その場合も時間をずらしているのか。
- 通常は、被害者には検察庁の方と一緒に裁判所に来ていただいたり、事前に、裁判所書記官が検察庁と裁判所に入る時間を打ち合わせ、被告人と顔を合わせないようにしている。なお、被告人が保釈されている場合には、時間をずらしても顔を合わせてしまう可能性があることから、確実に被害者と顔を合わせない状況になるまで法廷で待ってもらうようにしている。
- 被害者特定事項の秘匿についても、裁判所としては非常に気を遣うところであるが、実際にどのようなことを考えて実施しているか紹介してもらいたい。
- 裁判官、検察官、弁護人については、秘匿の意識を持ってもらいやすいが、被害者や被告人はつい言葉に出てしまいそうになるので、最初にきちんと説明し、場合によっては繰り返して説明することもある。検察官にも配慮してもらっており、証拠を調べる際に、裁判員裁判では、書面や写真等をスクリーンに表示することがあるが、その際には文字を隠して証拠を作成する等の配慮をしてもらっている。弁護人が記録の謄写をする際には、秘匿部分についてマスキングをして分からないようにしている。判決に関して

も、被害者の名前や住所が出ないよう「A」とか「甲」という仮名にするよう配慮している。また、宣誓書についても、証人には名前を読まないようにと注意しているし、法廷に立ち会う職員にも注意喚起している。

○ 報道機関の立場としては、時代の流れ、プライバシー保護の社会意識の高まりとともに報道の在り方も変化してきている。かつては実名報道が当たり前であったが、最近では、被害者を保護しようという観点から、できるだけ匿名報道をする。特に性的被害者については、かつては被害者が亡くなった場合は実名報道、生存している場合は匿名報道という判断基準があったが、最近では、社会意識の高まりによって、お亡くなりになった場合でも遺族に配慮するという判断から、ほとんどが匿名報道になっている。ただし、読者の知りたいという意識もあるので、どこまで報道してよいかを毎回検討しながら判断しているのが実情である。裁判所の取組についての説明を聞いて、審理段階でも非常に悩み、検討し、試行錯誤しながら実施しているのがよく分かった。報道機関も同様に悩んでいるところである。

■ 報道の在り方については、報道機関も大変悩み、模索しておられるのではないかと思います。国民、読者、視聴者からも様々な御意見があることと思う。報道の在り方に関して御意見を伺いたい。

○ いろいろな事件を見聞きするのは、まず報道から入ってくる。それを見た第一印象でどのような状況かが感覚として気持ちの中に刻まれてしまう。ニュースであれば、事実に基づいた報道がされ、事実が伝わってくるが、コメンテーターの発言が併せて入ってくる、いわゆる報道番組になると、どうしても印象が少し違ってくることもあるのではないかと思います。

今回の説明を聞いて、法律の変化に沿って、細かなところまで考えて配慮されていることがよく分かり、勉強になった。

■ 被害者に対する支援という話もあったが、この点についてはいかがか。

○ 性暴力支援センターは、一昨年に設立され、必要な方に対しては、子ども女性センターからも紹介している。医師や警察にも意見を聞きながら、性犯罪被害者に対し、医療

機関の受診、被害に関する証拠の収集など適切な対応を指導していると聞いている。支援センターを拠点として、病院や子ども女性センターが協力して支援していく体制が整いつつある。

■ 支援センターへのアクセスについて伺いたい。

- 警察や子ども女性センターが事案を把握したら、緊急の場合等に紹介することになると思われる。あまり大々的に宣伝するところではなく、必要な方に情報が届くようになっている。
- 支援センターの電話番号が掲載されているものがトイレに貼っているのを見たことがあり、広報については行われていると思われる。
- 小中学校の女子トイレには、支援センターの電話番号が掲載されているものを貼ってもらいたいと思う。低年齢になると被害に遭ってもどこに言えばよいか分からない、誰にも言えない、というケースもある。
- 最近、低学年のお子さんが性犯罪の被害に遭うというケースがよくあるが、そういったときに親御さんや学校関係者のコメントなどを聞いていると、情情的に大変よく分かる。

新聞の匿名報道について、全国的に加盟している組織で取り決めがあるのか。

- 当社は共同通信に加盟しており、香川県以外の事件については共同通信から送られてくる記事を掲載している。加盟社は年に数回東京に集まって、共同通信から方針が説明され、意見交換を行って基準を作っている。香川県内で起こった事件、事故についてもこの基準で掲載を検討することとしている。

■ 裁判所に対する御提言、御要望はないか。

- 裁判の前に、被害者と加害者は警察署と接することになると思われるが、そこで様々な情報が正確に出るとよいと思った。

5 次回予定

平成30年11月27日（火）午前10時から2時間程度

（場 所）高松高等裁判所大会議室（6階）

(テーマ) 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 (DV法) 1  
0条に基づく保護命令について」